

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成30年7月5日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700248 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1800016 号

第1 結論

請求者のA社（昭和57年2月12日にB社に名称変更）（以下「C社」という。）における昭和53年9月1日から昭和55年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和53年9月から昭和54年9月までの標準報酬月額を8万6,000円から15万円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を9万2,000円から15万円、同年12月から昭和55年2月までの標準報酬月額を9万2,000円から17万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年9月1日から昭和57年9月1日まで

C社における請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給料の額より低く記録されている。少なくとも15万円以上の給料をもらっていたので、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されているとして、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録を上回る場合である。

請求期間のうち、昭和53年9月1日から昭和55年3月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間について、請求者から提出された当該期間に係る給料支払明細書

(写)（昭和 53 年 9 月分ないし昭和 55 年 2 月分及び同年 7 月分）によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、昭和 53 年 9 月分から昭和 55 年 2 月分までについては、オンライン記録の標準報酬月額と一致し、同年 7 月分については、オンライン記録の標準報酬月額（15 万円）より低い標準報酬月額（9 万 2,000 円）に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、上記請求期間のうち、昭和 55 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から昭和 57 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から給料支払明細書の提出はなく、元事業主も賃金台帳等の資料がないと回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間のうち、昭和 53 年 9 月 1 日から昭和 54 年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）により、昭和 53 年 9 月から昭和 54 年 7 月までの期間において標準報酬月額 15 万円に相当する給与の支払を事業主から受けていることが確認できる。

また、元事業主は、残業代及び交通費の支給はなかった旨陳述しているところ、日本年金機構は、請求者の資格取得時の標準報酬月額について、資格取得時より数か月間、基本の総支給額の変更がない場合、15 万円として届出されることは可能である旨回答している。

請求期間のうち、昭和 54 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）により、同年 10 月の定時決定の基礎となる昭和 54 年 5 月から同年 7 月までの期間において標準報酬月額 15 万円に相当する給与の支払を事業主から受けていることが確認できる。

請求期間のうち、昭和 54 年 12 月 1 日から昭和 55 年 3 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）により昭和 54 年 9 月に固定的賃金（賃金月額）の変動が確認でき、同年 9 月から同年 11 月までの報酬月額の平均額に相当する標準報酬月額（17 万円）は、従前の標準報酬月額（15 万円）と比べて標準報酬月額等級表において 2 等級以上の差が生じているなど随時改定の要件を満たしていたことが確認できる。

以上のことから、請求者の C 社における標準報酬月額に係る記録を、昭和 53 年 9 月から昭和 54 年 9 月までは 8 万 6,000 円から 15 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 9 万 2,000 円から 15 万円、同年 12 月から昭和 55 年 2 月は 9 万 2,000 円から 17 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

一方、請求期間のうち、昭和 55 年 3 月 1 日から昭和 57 年 9 月 1 日までの期間については、

請求者から昭和 55 年 7 月分の給料支払明細書（写）が提出されているものの、同月以外の期間について、請求者から給料支払明細書の提出はない上、元事業主も賃金台帳等の資料がないと回答していることから、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額を確認することができない。

したがって、昭和 55 年 3 月 1 日から昭和 57 年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800006号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1800007号

第1 結論

平成5年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年5月

夫が平成5年5月に会社を退職した後、A市B区役所に行ったところ、同区役所の職員から書類を送るのが遅れてしまったので請求期間の国民年金保険料は払ったことにしておくから支払不要と言われたにもかかわらず、請求期間が国民年金保険料の未納期間となっていることに納得できないので、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市B区役所の職員から請求期間の国民年金保険料は支払不要と言われたにもかかわらず、請求期間が国民年金保険料の未納期間となっていることに納得できないので、請求期間の記録を訂正してほしいと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への種別変更年月日は、当初、平成5年6月1日とされていたところ、その後、平成8年3月1日付けで、夫の厚生年金保険被保険者資格喪失日に合わせて平成5年5月26日に訂正処理されていることが確認できることから、請求期間については、平成8年3月1日に国民年金第1号被保険者期間とされるまで、国民年金保険料の納付を要しない国民年金第3号被保険者期間とされていたことが確認できる上、訂正処理が行われた平成8年3月1日時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者から提出のあった平成5年度分国民年金保険料納付書綴(平成5年6月30日作成)によると、平成5年5月分の国民年金保険料の納付書は発行されていないことが確認できる上、請求者も、請求期間の国民年金保険料の納付書を交付してもらえなかつたと陳述している。

さらに、A市B区の国民年金被保険者収滞納一覧表(平成6年6月8日作成)によると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は納付されていないことが確認できる。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。